

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

12月4日発行

Vol.134



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

交流ルームひばり通信

一時帰宅(南相馬市小高区)

11月30日(土)、支援ボランティアの皆さんとともに南相馬市小高区へ一時帰宅しました。



くわしくは、次週号でお伝えします。

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・第26回野馬追の里マラソン大会
第8回ウォーキング大会 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市	-----	3
浪江町	-----	11
双葉町	-----	14
大熊町	-----	17
富岡町	-----	19

●経済産業省

- ・避難指示解除準備区域等における
特例宿泊(第4回)について ---- 20

●東京電力

- ・田畑に係る財物賠償に関する
ご請求手続きの開始について--- 21

●三条市News

- ・“コウノトリのまち”から
野菜などのプレゼント! ----- 23

●交流ルームひばり通信

- ・一時帰宅(南相馬市小高区) ----- 1
- ・12月の「ひばり」 ----- 24



道の駅南相馬 観光交流館内
南相馬ふるさと回帰支援センター
マスコットキャラクター「のまたん」

12/1

第26回野馬追の里マラソン大会・第8回ウォーキング大会

第26回野馬追の里マラソン大会・第8回ウォーキング大会が、原町区の雲雀ヶ原陸上競技場を発着に開かれ、全国から集まった約2,000人のランナーが野馬追路を駆け抜けました。



ウォーキングスタート



選手宣誓



一斉に駆け抜ける



ハーフスタート



親子ペア



豚汁で体を温めて



5キロスタート



キビタンも応援



乗馬体験



ハーフ特別招待の西内選手ゴール



ハーフ一般男子39歳以下優勝の加藤選手



10キロスタート



宇野選手ゴール



仮装してゴール



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

2013.11.28現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	5,932	群馬県	228	京都府	32	島根県	9	山口県	2
宮城県	2,351	山梨県	100	青森県	29	長崎県	8	高知県	2
山形県	946	北海道	91	石川県	29	三重県	7	和歌山県	-
新潟県	908	長野県	91	沖縄県	23	福岡県	6	鳥取県	-
東京都	783	岩手県	80	福井県	22	愛媛県	4	徳島県	-
埼玉県	680	秋田県	78	岐阜県	15	熊本県	4	宮崎県	-
茨城県	674	静岡県	74	滋賀県	14	大分県	4	鹿児島県	-
栃木県	509	愛知県	52	岡山県	12	奈良県	3	海外	14
千葉県	497	兵庫県	40	富山県	11	香川県	3	合 計	14,853
神奈川県	435	大阪府	37	広島県	11	佐賀県	3	(11/21 14,893)	

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,575	喜多方市	75	三春町	21	古殿町	6	広野町	2
福島市	1,477	会津坂下町	53	会津美里町	16	北塩原村	5	合 計	5,932
いわき市	712	猪苗代町	37	田村市	13	矢吹町	5		
郡山市	562	本宮市	34	下郷町	13	玉川村	5		
会津若松市	338	南会津町	33	西会津町	13	石川町	3		
新地町	308	鏡石町	32	小野町	13	浅川町	3		
二本松市	133	川俣町	27	磐梯町	9	国見町	2		
伊達市	127	西郷村	25	只見町	7	天栄村	2		
須賀川市	100	桑折町	24	金山町	7	泉崎村	2		
白河市	84	棚倉町	21	矢祭町	6	鮫川村	2		



南相馬市

みなみそうまチャンネル。
Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp

番組内容 [12/4～12/10]

今週の番組(120分) ※パソコン視聴・アクティブラ配信

- オープニング&今週の番組
- 市役所便り 第7回 経済部長からのお知らせ
- 市役所便り 第8回 市立総合病院事務部長からのお知らせ
- 2013 小高区復興文化祭
- 幼稚園・保育園の体育指導 11月
- 市長定例記者会見
- 東京電力福島第一原子力発電所4号機燃料棒取り出し
- 乳がん検診のお知らせ(再放送)
- 子宮頸がん検診のお知らせ(再放送)
- 市役所便り 第9回 鹿島区役所長からのお知らせ
- 市役所便り 第10回 健康福祉部長からのお知らせ
- 歌で綴る原町第一小学校(再放送)
- ガンバレシブ第70回「手まり寿司」
- 求職者支援訓練のお知らせ(再放送)

今週は、市役所便りとして、「経済部長・市立総合病院事務部長・鹿島区役所長・健康福祉部長」からのお知らせや、「小高復興文化祭」の様をお伝えします。

また、東京電力福島第一原子力発電所4号機の「燃料棒取り出し」の様子を、アニメーションと実写でお伝えします。



[午前9時50分～／午後3時50分～] 旧警戒区域ライブカメラ配信(10分間)

旧警戒区域内の市民の皆様と 市職員との懇談会を開催します

東日本大震災と原子力発電所事故により、いまだに避難生活を余儀なくされている皆様に心からお見舞い申し上げます。

皆様には、避難先での心温まるご支援に支えられながらも、避難生活が長期間に及んでいることや慣れない土地での不自由な生活により、何かと心休まない日々が続いているものと思います。

特に、旧警戒区域内では、抱えている課題・問題が山積していることから、旧警戒区域内の市民を対象として、市の復旧・復興に係る進捗状況や避難指示区域の解除目標時期の考え方、年末年始の特例宿泊についてご説明を申し上げた後、皆様との意見交換により様々な意見や要望をお伺いするため、このたび「避難市民の皆様と南相馬市職員との懇談会」を1都9県、23会場において、開催する運びとなりました。

時節柄、何かと忙しい時期ではありますが、ぜひご参加くださるようご案内申し上げます。

南相馬市長 桜井勝延

日時 **12月14日** **土** 午後2時 開会

会場 **三条市総合福祉センター** 3階会議室

内容 ◎復旧・復興の進捗状況について
◎年末年始の特別宿泊について
◎避難指示区域解除の考え方について
◎旧警戒区域内の市民意向調査結果について
◎小高区構想について

※当日、出席予定の市職員は、鹿島区役所長はじめ3人です。

※14日（土）都合の悪い方へ

15日（日）午前10時から新潟市中央公民館、または長岡市・サンライフ長岡で同様の懇談会を開催する予定です。

問い合わせ

南相馬市役所 企画課

TEL 0244-24-5223

臨時職員を募集します

11月27日HP更新

職種および勤務条件

No	職種(資格)	配属先	業務内容	賃金 (日給)	雇用期間	採用予定 人数
1	学習支援員	市内 小中学校	○学習活動上のサポート業務 ・発達障がい等を有する児童生徒に対する学習支援や学習活動上における安全確保 ・被災児童生徒に対する学習支援や相談 ・午前8時～午後4時30分 ※学校の長期休業中は原則勤務なし	教員実務経験 (5年未満) 7,800円 (5年以上) 8,400円	随時～H25.12.31 ※契約更新可能性あり	2人
2	介助員	小高小学校	○介助員 ・車椅子での教室移動の補助 ・排泄などの補助 ・午前8時～午後4時30分 ※学校の長期休業中は原則勤務なし	7,700円	H26.1.7～26.3.31 ※契約更新可能性あり	1人
3	学校事務補助	原町第一小学校	○学校事務補助 ・電話・来客対応、書類作成等 ・午前8時～午後4時30分 ※学校の長期休業中は原則勤務なし	6,300円	H26.1.8～26.3.31 ※契約更新可能性あり	1人

- 【週休日】 週休二日制(土・日・祝祭日・年末年始)
 【社会保険】 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
 【有給休暇】 年休制度あり 忌引休暇

応募方法

履歴書(写真添付)を下記まで提出してください。(郵送可)
 後日、面接の日程をお知らせします。

【書類提出先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
 南相馬市教育委員会 教育総務課 総務係

問い合わせ

南相馬市教育委員会 教育総務課 総務係

TEL 0244-24-5282

津波により被災された方の住宅再建補助についてのお知らせ

12月3日HP更新

市では、東日本大震災の津波により居住していた住宅が全壊、大規模半壊、半壊した方が自らの住宅を建築、購入、補修を行う(または行った)際に金融機関等から融資を受けた借入金の利子相当額に対し、補助をおこないます。

補助金申請の基本的な流れ

- (1)市に補助金交付申請を提出
- (2)市が申請書類の審査をし、交付決定を通知
- (3)申請者は、交付決定後、住宅の建築、補修工事
- (4)市に実績報告書を提出
- (5)市が実績報告書などを審査し、補助金額の確定を通知
- (6)申請者は、請求書により補助金交付を受ける

補助要件

平成23年3月11日時点において市内に住所を有する方で、被災住宅(津波による全壊、大規模半壊または半壊)の世帯主またはその世帯に属する者であって、次の要件全てに該当する方が対象です。

- 被災住宅が持家であること
- 市税を滞納していないこと
- 防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助を受けていないこと
(引越し費用のみの補助を受けている場合は、建築補助は利用可)
- 市内の区域(ただし、災害危険区域を除く)で、自ら居住する住宅の再建を行うこと
- 平成33年3月31日までに事業完了すること

※すでに建築、購入、補修された方も対象となります。

※移転費用補助のみを申請する方は、市内の恒久的住宅(新築、購入もしくは賃貸住宅、または補修した住宅)への移転費用が対象です。

※一世帯一事業とします。

補助額

- 住宅の建築、購入、補修の際に借り入れた借入金利子に相当する額(最大153万円)
ただし、土地・造成費用のみは対象外
- 住居の移転に伴う家財道具運搬費用(最大50万円)

申請時の必要添付書類

- 申請書
- 事業計画書
- り災証明書
- 住宅建築(購入)、住宅補修費用の見積書
- 償還予定表(住宅ローンのシミュレーション、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用する方は融資申込書の本人控えのコピーも併せて提出してください。)

次ページへ続きます 

- 新しい住宅、補修住宅の位置図および平面図(間取り図)、立面図
- 家財道具運搬費用の見積書
- 前年度分の納税証明書
- 移転予定者申請書

その他

- 申請や相談には聞き取りを要するため、事前に電話等で予約の上お越しください。
- 申請内容によっては交付決定まで時間を要する場合があります。
- 補助金の振り込みは、事業が完了し、交付確定後になります。
- この制度は、補助要件を満たせば、「災害危険区域からの個人移転補助制度前移転者」も利用できます。

申し込み・問い合わせ

建設部 建築住宅課 建築営繕係

TEL 0244-24-5255

南相馬市成人式

12月3日HP更新

「大人への第一歩」を踏み出す二十歳を迎える皆さん、成人式に参加しましょう。

日時・会場

平成26年1月12日(日) 午後1時～2時20分
 ※受け付けは正午から
 南相馬市民文化会館ゆめはっと(大ホール)
 (南相馬市原町区本町二丁目28-1)



昨年の成人式

※式典終了後、中学校ごとに記念写真撮影を行います。

対象

平成5年4月2日から平成6年4月1日に生まれた方で、南相馬市にお住まいの方と出身者

式典の案内

11月1日現在で南相馬市に住民登録されている方、および申し込みをいただいた方には、案内の発送を完了しました。

また、案内状には記念写真の申し込みはがきが同封されています。お手元に届いていない方や市外に住民登録されている方は、文化スポーツ課までご連絡ください。案内状と、記念写真の申し込みはがきを発送します。

問い合わせ

市民生活部 文化スポーツ課 生涯学習推進係

TEL 0244-24-5249

平成25年度井戸水の放射性物質モニタリング調査結果(中間報告)

12月2日HP更新

福島第一原子力発電所事故と長期避難による井戸水の水質に対する不安解消を目的に、飲料用井戸水の放射能測定および水質検査を行いました。(調査結果10月31日現在)

※測定は、市委託業者の(株)江東微生物研究所環境衛生事業部が実施しました。

(放射性物質の検出下限値は、1bq/kg程度)

小高区

調査地点	検体数	放射能検出	水質基準超
中部地区	83	0	37
西部地区	103	3	68
東部地区	74	1	40
計	260	4	145

内訳

調査地点	放射性物質検出		
	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
中部地区	0	0	0
西部地区	0	3	3
東部地区	0	0	1
計	0	3	4

調査地点	水質検査基準超												
	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素等	鉄等	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	TOC	pH値	味	臭気	色度	濁度
中部地区	18	5	1	10	0	0	0	2	10	3	2	12	3
西部地区	29	9	2	7	0	0	1	0	3	4	3	10	6
東部地区	50	19	5	19	0	0	0	1	0	5	3	16	11
計	97	33	8	36	0	0	1	3	13	12	8	38	20

原町区

調査地点	検体数	放射能検出	水質基準超
原町地区	234	0	39
大甕地区	28	1	17
太田地区	48	0	24
石神地区	275	0	55
高平地区	58	0	8
計	643	1	143

次ページへ続きます 

内訳

調査地点	放射性物質検出		
	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
原町地区	0	0	0
大甕地区	0	1	1
太田地区	0	0	0
石神地区	0	0	0
高平地区	0	0	0
計	0	1	1

調査地点	水質検査基準超												
	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素等	鉄等	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	TOC	pH値	味	臭気	色度	濁度
原町地区	29	22	0	5	0	0	0	0	0	1	0	3	3
大甕地区	12	8	2	4	1	0	1	3	4	7	2	8	6
太田地区	15	11	0	9	0	0	0	1	1	4	1	9	5
石神地区	25	24	4	9	0	0	0	0	3	2	1	7	5
高平地区	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
計	86	66	7	27	1	0	1	4	8	14	4	29	20

鹿島区

調査地点	検体数	放射能検出	水質基準超
鹿島地区	4	0	0
真野地区	46	0	9
八沢地区	12	0	4
上真野地区	26	0	22
計	88	0	35

内訳

調査地点	放射性物質検出		
	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
鹿島地区	0	0	0
真野地区	0	0	0
八沢地区	0	0	0
上真野地区	0	0	0
計	0	0	0

次ページへ続きます 

調査地点	水質検査基準超												
	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素等	鉄等	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	TOC	pH値	味	臭気	色度	濁度
鹿島地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真野地区	11	13	1	1	0	0	0	0	1	1	0	4	3
八沢地区	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
上真野地区	2	1	1	1	0	0	1	0	1	2	0	4	1
計	16	16	2	2	0	0	1	0	2	3	0	10	5

合計

検体数	放射能検出	水質基準超
991	5	323

放射性物質検出		
ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
0	4	5

水質検査基準超												
一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素等	鉄等	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	TOC	pH値	味	臭気	色度	濁度
199	115	17	65	1	0	3	7	23	29	12	77	45

セシウムが検出された地点について

いずれも国の基準(セシウム合算10Bq/kg)を下回っています。

問い合わせ

市民生活部 生活環境課

TEL 0244-24-5231

小高生涯学習センター「浮舟文化会館」再開のお知らせ

南相馬市データ放送12月3日掲載

施設修繕や除染が12月中旬に完了し、12月16日(月)から施設を再開します。

◆施設利用申込: 12月2日(月)から受付開始

◆業務時間: 午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く)

問い合わせ

12月13日までは 文化スポーツ課

TEL 0244-24-5249

12月16日からは

小高生涯学習センター「浮舟文化会館」

TEL 0244-44-3049



浪江町からのお知らせ

「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」のごみ出しについて(12月)

12月1日HP更新

12月も11月と同様に、可燃ごみのみの収集となります。中身が透けて見える袋に入れて近くのごみ集積所へ出してください。

不燃ごみ・資源ごみは現在収集できません。

大型家電6点(冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)については、可燃ごみとは別に、回収が12月から始まりました。

詳細については、次の記事をご覧ください。

※帰還困難区域は、現在ごみの収集ができません。家庭内での保管をお願いします。

※ごみは、できる限り土日に出すよう協力をお願いします。

ごみの収集は、平日に順次行っています。

町民の皆様へのお願い

現在、町内で収集できないごみにつきましては、浪江のご自宅内での保管をお願いしています。収集が可能になったものにつきましては、改めて皆様にお知らせします。

町内外を問わず、不法投棄は絶対に行わないでください。

問い合わせ

ふるさと再生課 廃棄物対策係

TEL 0240-34-0230

町内(帰還困難区域を除く)廃家電回収開始のお知らせ

12月2日HP更新

12月2日から、浪江町内(帰還困難区域を除く)において、ご自宅内の家電6品目の回収受付が始まりました。

回収対象家電

- ・テレビ
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、衣類乾燥機
- ・エアコン(取り外し工事が必要になる場合、同時にお申し込みください。)

※上記6点の、一般家庭用サイズのものに限ります。

※上記以外の小型家電や、業務用サイズのものとは回収できません。

次ページへ続きます

申込方法

電話、または、「廃家電回収申込書」を郵送、またはFAXでお申し込みください。
エアコンの取り外し工事が必要な場合も併せてお申し込みください。

電話で申し込む

電話番号 **0120-46-5175(フリーダイヤル)**

受付時間 月曜から金曜(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

郵送で申し込む

〒975-0021 福島県南相馬市原町区金沢字堤下399番地12 双葉運輸株式会社 あて

FAXで申し込む

FAX番号 **0120-46-0232** (24時間受付)

- ※ 回収日については、同日の申し込みが多数の場合、調整させていただくことがあります。
- ※ エアコンの取り外しは、別途業者による作業を行います。その際、必ず立ち会っていただく必要があります。

回収作業の流れ

- 廃棄する冷蔵庫や冷凍庫は、事前に中に入っている物を取り出して空にしてください。
その際に出た生ごみ、可燃ごみは、透明な袋に入れて、ごみステーションに出してください。
- 回収の申し込みをした後、廃棄する家電を、ご自宅の軒先や駐車場など、回収業者の車両に積み込み作業ができる場所に運び出してください。
- ※ 高齢者世帯や、体が不自由など、自力で運び出すことができない世帯の場合、東京電力による運び出しの協力作業を行います。その場合、日程の調整をする必要がありますので、予めご了承ください。
- 回収日に、業者が回収に伺います。
できる限り立会いをお願いしていますが、やむを得ず立会えない場合は、廃棄物であることを明確に示していただければ、回収します。
(例) 表面に油性マジックで「ハイキ(廃棄)」と書いたり、ガムテープ等を×印に貼る、など
- ※明確に廃棄の表示がなされていない家電については回収しません。
- ※回収対象外の小型家電(炊飯器やビデオデッキなど)は回収しません。

問い合わせ**ふるさと再生課 廃棄物対策係****TEL 0240-34-0230**

東京電力株式会社による町内家屋片付け協力依頼申し込みのお知らせ

12月2日HP更新

対象区域

避難指示解除準備区域および居住制限区域

※帰還困難区域は、現状対応することができません。

対象世帯

○自力で片付けを行うことが困難な世帯

- ・高齢者単身世帯
- ・体が不自由な方の世帯 等

○牛、豚などの家畜動物による被害を受けた世帯

対象範囲

個人宅の居住スペースに限ります。

ただし、牛や豚などの家畜被害を受けた場合については、倉庫や納屋も実施します。

実施内容

地震被害、家畜被害等により倒れた家具、散らばってしまった物の片付け

※現場で立ち会っての事前調査の上で、作業内容を確認させていただきます。

また、薬品での消毒等の対応はしませんので、ご理解をお願いします。

実施期間および時間

平成26年2月1日(土)～6月30日(月)

作業時間は、午前10時～午後3時頃(途中休憩込み)

実施を希望される日の2カ月前までにお申し込みください。

その際、日程の調整をさせていただく場合があります。

家屋片付け協力依頼申し込み先

東京電力株式会社 福島復興本社 復興推進室

屋内片付け申し込み専用ダイヤル

080-5527-3959 ※電話のみの受け付け

受付期限:平成26年3月14日(金)

受付時間:平日のみ 午前9時～午後5時

(土日祝日は受け付けできません)

問い合わせ

ふるさと再生課 廃棄物対策係

TEL 0240-34-0230



双葉町からのお知らせ

町長メッセージ(12月1日)

12月3日HP更新

師走を迎え、寒さが厳しくなる季節となりました。今年1年を振り返りますと、双葉町においては、避難指示区域の再編、役場機能本体のいわき市への移転、双葉町復興まちづくり計画(第1次)の策定、町立学校の再開に向けた取り組みなど、双葉町の復旧、復興に向けた重要課題に、ひとつひとつ取り組んできた1年であったと思います。

しかし、福島第一原子力発電所での相次ぐ汚染水漏れの問題などへの不安感が募り、また、原子力損害賠償が納得のいくように進んでいない状況にあるなど、私たちの避難生活は、依然として厳しい状況が続いている現状にあります。

このような中、政権与党である自由民主党と公明党が「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」をまとめ、11月11日に政府に対して提言を行いました。今回の提言では、国・東京電力・自治体などそれぞれが持てる力を発揮することにより、オールジャパンで福島の再生を実現していくことの必要性を訴えており、さらに、被災者の帰還促進とふるさとの復興や、新しい生活を選ぶ方々への支援の考え方を示しています。

双葉町は、町全体の96%が帰還困難区域となり、避難指示解除準備区域となっている残り4%が、津波で甚大な被害を受けた地域であるため、町の復興には相当の期間を要すると考えています。町では帰還目標の明示を国に対して求めており、政府においては、まず地元自治体と住民の考えを十分に聴いた上で、町の実情に沿った実効ある対策を講じられるよう、強く求めていきたいと考えています。

なお、町の具体的な復興施策については現在、双葉町復興推進委員会において、町民のきずなの維持・発展施策、「双葉町外拠点」の形成施策、生活再建に必要な施策について、また、津波被災地域復興小委員会では津波被災地域の復旧・復興施策についてそれぞれ検討を行っており、住民意向調査の結果や委員会での議論を踏まえて、今後具体的な復興事業計画の策定を行ってまいります。

さて、今年1年間、双葉町民を受け入れていただいている関係自治体には、物心両面にわたり今なおご支援をいただいております。さらに、人的支援をいただいている自治体と、義援金、寄附金などのご支援をお寄せいただいた、すべての皆さまに厚く御礼を申し上げます。

双葉町を取り巻く環境は、来年も厳しい状況が予想されますが、双葉町の復興が少しでも前進し、町民の皆さまが希望を持って生活できる環境が整うよう全力で頑張っております。

結びに、町民の皆さまにおかれましては、ご壮健にて新年をお迎えになれますよう心よりご祈念申し上げます。

双葉町長 伊澤 史朗

町民のきずなの維持・再生やコミュニティのあり方について

座談会と町長との懇談会を開催しています

11月29日HP更新

11月15日から町民のきずなの維持・再生やコミュニティのあり方について、町長も参加した町民の座談会を「世代別会議(ワークショップ)」として、県内外9カ所で開催しており、座談会の後には、町政全般についての町長との懇談会も行っています。

この座談会も残り3回(福島・南相馬・いわき)となりました。ぜひ参加して、率直な意見と復興への想いを語ってみませんか。

今後の日程

日 時		地区	会 場	住 所
12月6日(金)	午後1時 ～5時	福島市	福島県教育会館 2階第一会議室	福島市上浜町10-38
12月7日(土)		南相馬市	市民情報交流センター 中会議室	南相馬市原町区旭町2-7-1
12月8日(日)		いわき市	LATOV(ラトブ) 6階会議室1	いわき市平字田町120

※ 世代別にグループテーブルを設けるため、参加する方は、TEL・FAX・メールで事前に申し込んでください。(開催の3日前締め切り)

※ 参加対象者は双葉町民に限ります。

今まで実施されたワークショップと懇談会の様子

第1部 ワークショップ(座談会)

同世代のグループごとに集まり、「きずなの維持・再生やコミュニティの在り方」をテーマに話し合います。自由に気軽に意見を出し合える座談会のような雰囲気で行っています。



そして、話し合いでまとまったアイデアを発表します。

次ページへ続きます 

発表に対して、町長または副町長が講評します。



今までのワークショップで挙げられた主な発表内容を紹介します。

- 町からの情報発信が行き届いていないように思うので、広報誌の工夫やタブレット端末の導入を検討すべき。
- 電話帳の作成を考えてはどうか。
- それぞれの場所で、町民の交流の場が必要だ。
- 自治会の活性化への支援が必要だ。
- 今回のように町と直接対話できる機会を設けて欲しい。

第2部 町長との懇談会

懇談会には、町民と町長・副町長をはじめ町が、町政全般について直接意見交換を行いました。



懇談会で挙げられた主な意見を紹介します。

- 中間貯蔵施設について、町としての考え方を伺いたい。
- 町には、いつ帰還できるのか。
- 復興公営住宅の整備状況はどうなっているのか。
- 賠償に対する町の取り組みを教えてください。
- 借上げ住宅の要件が厳格すぎて、不便を感じている。

申し込み・問い合わせ

双葉町役場いわき事務所 復興推進課

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4

TEL 0246-84-5203 FAX 0246-84-5212

E-mail fukko@town.futaba.fukushima.jp



大熊町からのお知らせ

年末年始の帰還困難区域内の特別通過交通について

11月29日HP更新

現在、帰還困難区域内の主要幹線道路を通過する「特別通過交通」について受け付けおよび通行証交付を行っています。年末年始の申請については、**12月24日(火)までに**申請をお願いします。

申請書は、ホームページから取得するか、FAXまたは郵送しますのでご連絡ください。
また、通行証を郵送しますので、通過日の1週間前までに申請をお願いします。

通過ルート(主要幹線道路)

1. 国道6号

2. 国道288号～大熊町道西20号～国道6号

※帰還困難区域の道路状況は原発事故の影響により通常の維持管理ができない状況であり、未補修の箇所もあるため注意して通行してください。

帰還困難区域への通過交通の入退域時間

午前7時～午後7時

特別通過交通の対象ケース

1. 大熊町民が通院、通勤の目的で特定幹線ルートを通通過する必要があると認められる場合

※通院、通勤証明書の添付が必要です。

通行期間が1日の場合は、診察券の写しの添付をお願いします。

2. 大熊町民が避難先から、冠婚葬祭、実家・家族親戚の家への帰還目的等で特定幹線ルートを通通過する必要があると認められた場合

※実家・家族親戚の家への帰還目的の場合は、それぞれの居住証明(公共料金の明細書等)の添付が必要です。

許可期間

用務により最長3カ月間です。(継続申請も可能)

留意事項

**特別通過交通は、大熊町内の自宅等へは立入りできません。
通過ルートのみを通行する申請になりますので、ルートを外れ町内に入ることはできません。**

- 帰還困難区域を通過交通するにあたり注意事項および通行証に記載する内容を厳守してください。違反した場合は次回立入りの発行停止等の措置がとられます。
- 必ず、本人であることを確認できる書類(同乗者含む)を携行してください。
- 帰還困難区域を退出する際には、自らの責任で適切にスクリーニングを実施してください。
- 15歳未満や妊婦の方の通行はご遠慮ください。

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 環境対策課 ☎ 0120-26-3844(代)

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

12月3日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μ Sv/h)									線量計
			10/3	10/10	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/21	11/28	
23	夫沢	西北西約2.3km	10.0	10.2	10.2	9.8	10.5	10.3	10.6	10.6	10.5	NaI
25	野上	西約14km	1.5	1.5	1.4	1.4	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	NaI
26	野上	西約11km	1.7	1.7	1.8	1.7	1.8	1.7	1.8	1.8	1.7	NaI
29	夫沢	西約2.4km	28.1	27.3	26.8	28.2	29.8	28.2	28.7	28.1	28.4	IC
30	夫沢	西約2.6km	13.0	13.2	13.8	12.9	14.0	13.6	13.8	13.9	13.5	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	1.8	1.9	1.9	1.8	1.9	1.8	2.3	1.7	1.9	NaI
35	野上	西南西約6.6km	6.2	6.3	6.7	6.4	6.8	6.5	6.6	6.7	6.5	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	4.3	3.9	4.0	4.3	4.7	3.9	4.1	4.0	3.8	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	34.5	33.6	32.5	35.5	35.6	33.7	35.2	34.2	35.2	IC
38	小入野	西南西約3.7km	4.4	4.4	4.4	4.1	4.5	4.3	4.6	4.6	4.5	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	21.2	22.8	23.3	21.6	24.0	22.1	23.1	23.2	22.4	NaI
50	熊川	南約4.0km	10.0	10.2	10.6	9.5	10.6	10.4	10.5	10.4	10.6	NaI

線量計の種類 NaI: NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC: 電離箱による値

測定実施者: 電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125

福島第一原子力発電所4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しについて

11月29日HP更新

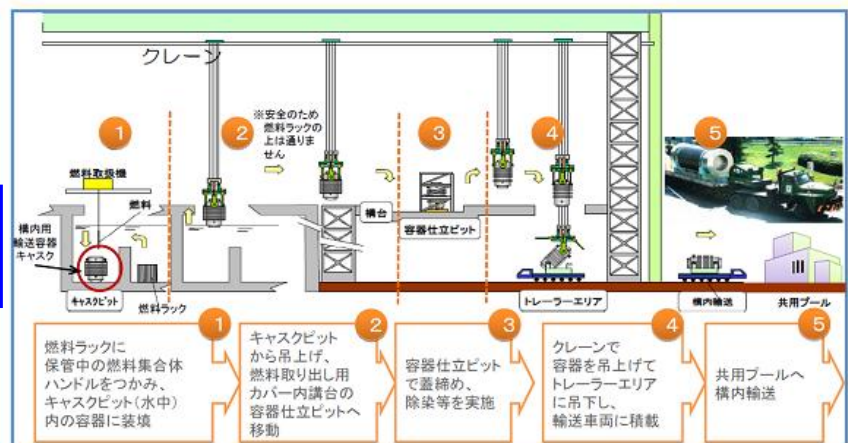
福島第一原子力発電所4号機は建屋が水素爆発で損傷しており、使用済燃料プール内の燃料をより信頼性が高い状態で保管するために共用プールへ移動させる必要があります。

そこで、東京電力(株)は11月18日、4号機使用済燃料プールから燃料を取り出す作業を開始しました。本作業は、平成26年末頃に完了する見込みです。

町としては、今後も東京電力(株)に対して安全対策を徹底するよう強く求めています。

4号機使用済燃料プール内の燃料本数(11月18日現在)

1,533本(使用済燃料1,331本、新燃料202本)

使用済燃料プールからの
燃料取り出し工程



富岡町からのお知らせ

年末年始を含む国が実施しない時期における

帰還困難区域への立入り(通過を含む)について

12月2日HP更新

年末年始を含む冬期間(12月28日～2月中旬の予定)については、路面凍結や大雪による影響を考慮し、帰還困難区域への一時帰宅は原則として実施しませんが、何らかの事情によりやむを得ず帰還困難区域への一時帰宅(通過を含む)を行う必要がある場合は、相談してください。

注意点

- 申請内容の確認、通行証の発行および郵送期間等を考慮し、立入り予定日の15日前までに申請してください。
- 年末年始を含む閉庁日には、申請の受け付け、申請内容変更(立入車両、立入者等)の受け付けおよび通行証の交付を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- 避難指示区域の見直しに伴い、町が各世帯に交付した「立入り証」(青色のラミネート加工されたもの)では、帰還困難区域へ立入ることはできませんので、ご注意ください。
- 自然災害の発生や気候状況の急激な悪化が見込まれる場合は、立入りを遠慮していただくことがあります。
- 申請のない帰還困難区域への立入りは、認められません。

申請等の方法

年末年始を含む国が実施しない時期については、次の全ての立入りについて申請してください。

- 町内の帰還困難区域へ一時帰宅する場合
- 町内外の帰還困難区域を通過して、町内の避難指示解除準備区域または居住制限区域への立入りを行う場合
(例:自宅が居住制限区域であり、南相馬市へ避難している。)
※帰還困難区域内は、通行できる道路および時間が限られます。
- 自宅が町内の避難指示解除準備区域または居住制限区域であるが、町内の帰還困難区域にある実家等(墓所を含む)へ一時帰宅する場合
- 通勤、通院、催事(冠婚葬祭等)のために、町内外の帰還困難区域を通過する場合(特別通過交通制度)
(例:いわき市へ避難しているが、南相馬市の会社へ通勤している。)
※帰還困難区域内は、通行できる道路および時間が限られます。
※雇用証明書、通院証明書等の裏付けが必要となります。
※対象となる事項が限定されますので、申請すれば必ず通過できるわけではありません。

- ◆ 来年2月以降の一時帰宅については、後日、国が委託するコールセンターから案内が送付されます。
- ◆ 事業者等の公益目的の一時立入りについても、住民の一時帰宅同様、年末年始を含む閉庁日には、申請の受け付け、申請内容変更(立入車両、立入者等)の受け付けおよび通行証の交付を行うことができません。

次ページへ続きます

他町への相談

自宅が町内の避難指示解除準備区域または居住制限区域であり、他町の帰還困難区域にある実家等へ立入りを行う場合は、立入り先の自治体へ相談してください。

また、他町の避難指示解除準備区域または居住制限区域に立入りをする場合についても、立入り先の自治体へ相談してください。

自治体名	担当部署	電話番号
大熊町	環境対策課	0120-26-3844
双葉町	住民生活課	0246-84-5204
浪江町	復興再生事務所	0240-34-2111

問い合わせ

生活支援課 避難生活支援係

0120-33-6466



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

避難指示解除準備区域等における特例宿泊(第4回)について

原子力災害現地対策本部

原子力被災者生活支援チーム

- これまでの避難指示解除準備区域等における特例宿泊の実績を踏まえ、引き続き短期間であれば所要の措置を講じた上での宿泊は可能と判断し、本年度の年末年始期にも特例宿泊を実施することとしました。
- 今回の特例宿泊の概要は、以下のとおりです。具体的には、特例宿泊を希望する市町村について、原子力災害現地対策本部が状況を確認した上で特例宿泊を実施します。

①対象地域と宿泊可能な期間

※避難指示解除準備区域および居住制限区域が対象です。

対象地域	宿泊可能な期間
南相馬市(原町区、小高区)、 川内村、飯舘村、葛尾村、川俣町	平成25年12月24日(火) ～平成26年1月7日(火) 14泊15日間
楢葉町	平成25年12月28日(土) ～平成26年1月5日(日) 8泊9日間

②宿泊期間中に講じる措置

- イ) 安心確保のための線量測定
- ロ) 防犯・防火対策の強化(宿泊者名簿の作成、警察、消防との共有等)
- ハ) 宿泊期間中の注意喚起(防寒対策、火気の取扱等) 等

- 今回の宿泊の実施状況を踏まえ、今後も避難指示解除準備区域等における宿泊の実施を検討します。

問い合わせ

内閣府原子力被災者生活支援チーム

担当者: 今泉、柿澤

TEL 03-5545-7498

田畑に係る財物賠償に関するご請求手続きの開始について

(11月29日プレスリリースから抜粋)

平成25年11月29日
東京電力株式会社 福島復興本社

このたび田畑に係る財物賠償について準備が整いましたことから、ご請求手続きを開始させていただくことといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。また、中小法人さま以外の法人さまが所有する田畑に係る財物賠償につきましても、ご請求の受付を開始させていただくことといたしましたのであわせてお知らせいたします。

1. 賠償の概要

(1) お支払いの対象となる資産

当社事故発生日時点において避難指示区域内に所有されていた田畑を財物賠償の対象とさせていただきます。

なお、原則として事前に当社にご提出いただいている固定資産課税情報と、登記情報の「所在・面積・名義」の一致により所有されていた田畑を確認させていただきます。また、固定資産課税情報と登記情報では所有の確認ができない場合につきましても、ご請求者さまの申告や提出書類をもとに所有されていた田畑を確認させていただきます。

(2) お支払いの対象となる損害

当社事故による避難等に伴い、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分を賠償の対象とさせていただきます。

(3) ご請求いただける方

個人さま・個人事業主さまにつきましては、当社事故発生日時点においてお支払いの対象となる資産を所有されていた方を対象とさせていただきます。なお、個人さま・個人事業主さまから当社事故発生日以降に相続によりお支払いの対象となる資産を取得し、相続登記された方も対象とさせていただきます。

中小法人さまにつきましては、当社事故発生日時点においてお支払い対象となる資産を所有されていた方で、以下に該当する方を対象とさせていただきます。

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人さま。ただし、資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人さま、相互会社等による完全支配関係がある普通法人さまを除く。
- ・公益法人さま等のうち、事業活動による収入が3億円以下の法人さま

2. お支払いする賠償金額

お支払いする金額は、以下の算定式により算定いたします。なお、田畑の時価相当額につきましては、(社)福島県不動産鑑定士協会に依頼し、中立・公正な立場で設定された単価を用いて時価相当額を算定しております。

賠償金額 = 時価相当額 × 避難指示期間割合 × 持分割合 + 諸費用

次ページへ続きます 

時価相当額につきましては、以下のとおり算定させていただきます。

(1) 一般の田畑の場合

課税地目が田、畑、一般田、一般畑で表されている田畑につきましては、(社)福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づく評価額単価に、対象地の面積を乗じて、時価相当額を算定させていただきます。また、上記のうち用途地域を含む字内に存在する田畑(当該田畑自体は用途地域内に存在しない)については、宅地化の影響等を踏まえ評価額単価の20%増にて時価相当額を算定させていただきます。

$$\text{時価相当額} = \text{評価額単価(円/㎡)} \times \text{対象地の面積(㎡)}$$

(2) 一般の田畑のうち用途地域内に存在する田畑の場合

課税地目が田、畑、一般田、一般畑で表されている田畑のうち、用途地域内に存在する田畑につきましては、宅地に転用されやすいことを踏まえ、各自治体で固定資産税を算定するうえで基準としている宅地(標準宅地)の単価に、区分に応じて設定した「宅地価格に対する価値割合」と対象地の面積を乗じることで時価相当額を算定させていただきます。

$$\begin{aligned} \text{時価相当額} = & \text{標準宅地の評価額単価(円/㎡)} \times \text{宅地価格に対する価値割合(\%)} \\ & \times \text{対象地の面積(㎡)} \end{aligned}$$

(3) 介在田畑の場合

課税地目が介在田、介在畑、宅地介在田、宅地介在畑などの農地転用許可を受けている未転用の田畑につきましては、宅地として利用すること等を目的としていることを踏まえ、(社)福島県不動産鑑定士協会が個別に標準宅地より比準評価した評価額単価から宅地に転用するための宅地造成費相当額(300円/㎡)を差し引いた上で、対象地の面積を乗じて時価相当額を算定させていただきます。

$$\begin{aligned} \text{時価相当額} = & \{ \text{比準評価による単価(円/㎡)} - \text{宅地造成費相当額(300円/㎡)} \} \\ & \times \text{対象地の面積(㎡)} \end{aligned}$$

3. 請求書類の発送および受付

当社に、各市町村から発行される「平成22年度固定資産課税情報」または「固定資産課税台帳記載情報の取得に関する委任状」をお送りいただいた方につきましては、当社にてご請求者さまが所有されていた田畑を確認し、賠償対象となる田畑の情報や参考として算定した賠償金額を事前に印字した請求書類を平成25年12月6日より順次発送させていただきます。お手元に請求書類が届きましたら、請求書類に印字されている賠償対象の田畑をご確認いただき、必要事項をご記入の上、当社までご返送いただきますようお願いいたします。

なお、郵送先に変更のある方につきましては、誠に恐れ入りますが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室 土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル」までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、賠償金をご請求される方で、各市町村から発行される「平成22年度固定資産課税情報」または「固定資産課税台帳記載情報の取得に関する委任状」を当社にお送りいただいていない方につきましては、誠に恐れ入りますが、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

次ページへ続きます 

4. 中小法人さま以外の法人さまに対する田畑の賠償について

中小法人さま以外の法人さまが所有する田畑の賠償につきましては、個別にご事情をお伺いさせていただきますので、誠に恐れ入りますが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室 土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル」までご連絡いただきますようお願いいたします。

問い合わせ

東京電力 福島原子力補償相談室

土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル

 0120-926-596 (受付時間: 午前9時～午後9時)

三条市News

TOYOOKA
コウノトリ窓然と舞うふるさと

“コウノトリのまち” から野菜などのプレゼント!

兵庫県豊岡市の中貝市長から、豊岡市の皆さんが育てられた野菜などを昨年に引き続きプレゼントしていただけることになりましたので、避難者の皆さんへお届けします。

お届け日 12月12日(木)

「浜通り×さんじょうライフ」と一緒にお届けします。

※プレゼントを直接お渡ししたいので、できるだけお家にいてくださるようお願いします。



お留守の場合は「引換券」を置いていきますので、下記のとおり受け取りにお越しください。

「引換券」を忘れずにお持ちください。



受取場所

- ・雇用促進住宅入居者の方……………2号棟 204号室
- ・雇用促進住宅以外の入居者の方……交流ルームひばり



受取期限

12月15日(日) ※忘れずに受け取りにお越しください。

★12月15日(日)までに受け取りがむずかしい方は、三条市役所 福祉課 生活支援係までご連絡ください。

問い合わせ

三条市役所 福祉課 生活支援係 (三条市旭町2丁目3番1号)

TEL 0256-34-5511 内線 289・290

12月の「ひばり」

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
★版画教室はボランティアの金子さんのご厚意で行っています。第2・4水曜日午前10時～正午当日参加も歓迎です。お待ちしております。 今月は、年賀状作成のため第1・3に変更です。				5日	6日	7日
				ひばり休み 浜通り配布		
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
	ひばり 午後から 休み	ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布 豊岡市からの プレゼント配布		南相馬市 小高区 懇談会
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
		ひばり休み	版画教室 10時～	ひばり休み 浜通り配布		

※交流ルーム「ひばり」年末年始の休み 12月28日(土)～1月3日(金)

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30～15:00 [休館日] 火曜日・木曜日

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数 (2013.12.4現在)

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	37
南相馬市原町区	5
南相馬市鹿島区	1
浪江町	8
双葉町	4
大熊町	1
富岡町	2
川内村	1
いわき市	1
郡山市	6
合 計	66

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511